

川島町地域包括支援センター運営協議会設置条例

平成25年12月25日
条例第45号

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「包括センター」という。）の公正で中立性のある運営を図るため、川島町地域包括支援センター運営協議会（以下「包括協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 包括協議会は、次の各号に掲げる事項の承認を所掌する。

- (1) 包括センターの設置、変更及び廃止並びに包括センターの業務の委託先法人の選定又は変更の承認に関する事。
- (2) 包括センターの業務の委託先法人の予防給付に係る事業の承認に関する事。
- (3) 包括センターが指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定の承認に関する事。
- (4) 包括協議会が包括センターの公正及び中立性を確保する観点から必要であると判断した事項の承認に関する事。

2 包括協議会は次の各号に掲げる事務を協議し、評価する。ただし、第2号の事項にあたっては、包括センターより必要書類を毎年度提出させるものとする。

- (1) 包括センターの公正及び中立な運営に関する事。
- (2) 包括センターの運営に関する事業計画及び事業報告並びに予算書及び決算書、包括センターが作成するケアプランの確認に関する事。
- (3) 包括センターの実施方針に基づく事業の評価に関する事。
- (4) 包括センターの職員の人材確保及び育成に関する事。
- (5) その他必要な事項

(委員の委嘱)

第3条 包括協議会の委員は、18人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。なお、包括協議会の委員は、川島町高齢者福祉計画及び介護保険運営推進協議会の委員と兼ねることができる。

- (1) 公募による被保険者の代表
 - (2) サービス事業所の関係者
 - (3) 知識経験者
 - (4) 福祉・保健の関係者
- 2 委員の任期は3年とする。ただし再任を妨げない。
 - 3 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(会長及び副会長)

第4条 包括協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、包括協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
(会議)

第5条 包括協議会の会議は、会長が招集しその議長となる。

- 2 会議は、委員定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会議は、必要に応じ委員以外の関係者の出席を求めることができる。
- 5 委員は直接利害関係のある議事については、包括協議会に出席することができない。
ただし、包括協議会の同意があったときは、会議に出席して発言することができる。
(事務局)

第6条 包括協議会の庶務は、健康福祉課に置く。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、包括協議会の運営に必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。